

2024（令和6）年9月17日

## 協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

株式会社OKIプロサーブは、2024（令和6）年9月17日付でOKIプロサーブ社員会と締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：2024年10月1日から2025年3月31日）について、別紙のとおり、当該協定対象派遣労働者の賃金の額が、令和5年8月29日（改正 令和6年5月24日）職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という）の第2に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：

株式会社OKIプロサーブ

代表取締役社長 八反田 徹



別紙：対象従業員の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

### 1. 一般基本給・賞与等

労使協定書別紙1のとおり、協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達の第2の1により、一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

### 2. 一般通勤手当

協定対象派遣労働者の通勤手当が、通達の第2の2（1）「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

### 3. 一般退職金

労使協定書別紙1のとおり、協定対象派遣労働者の退職金が、通達の第3の（2）「一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合」により、一般退職金と同等以上を確保していることを確認しました。